

帰還困難区域（大熊町）から避難し、避難生活中にうつ病及び血行障害を発症して入通院を余儀なくされた申立人について、避難生活とこれらの発症との間に相当因果関係を認め、平成27年2月分までの日常生活阻害慰謝料（3割の増額分）及び平成30年2月分までの生命身体的損害（入通院慰謝料）等が賠償された事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

#### 記

#### 【損害項目】

- (1) 生命・身体的損害（入通院慰謝料）
  - ア 入通院慰謝料 74万3000円  
（期間 自 平成24年1月13日 至 平成30年2月末日）
  - イ 診断書取得費用（診断書取得のための交通費含む。） 2万6580円
- (2) 精神的損害（日常生活阻害慰謝料）の増額分 各月3万円、合計75万円  
（期間 自 平成25年2月1日 至 平成27年2月末日）
- (3) 本件和解仲介に関する弁護士費用 3万4644円  
以上

### 2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、155万4224円の支払義務があることを認める。

### 3 既払金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、第1項(1)ア記載の損害項目及び期間についての賠償金の一部として、36万4800円を支払い済みであることを相互に確認する。

### 4 支払方法

（省略）

### 5 確認条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

### 6 手続費用

本和解に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人

が署名（記名）押印の上、各自 1 通を保有する。また、被申立人は、本和解契約書の写し 1 通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成 3 0 年 9 月 2 6 日

（仲介委員 杉田由貴）